

別記 曰

要求書

貴会社ニ於テ六月六日付菅野久治、増田直一両名ニ対シテ何等ノ理由ナク職首
シタルハ組合組織ノ圧迫デアリ全口労働組合同盟ニ対スル挑戦ナリト認め、我
東京聯合會ハ全労働者階級ノ名ヲ以テ絶対反対スルト共ニ所屬東京聯合自動車
現業員会各支部、決議ニ基キ全責任ヲ以テ左ノ如ク要求ス

記

- 一 菅野久治増田直一両名ノ職首ヲ即時取消スコト
- 一 右両名ノ辛議中ノ給料全額ヲ会社ニ於テ負担スルコト
- 一 現業員会ニ対シテハ中正会ト同様非乗務部一名ヲ認ムルコト
- 一 現業員会ニ対シテハ中正会ト同様ニ同額ノ補助金ヲ支給スルコト
- 一 辛議ニ関シ一切ノ費用ヲ会社ニ於テ負担スルコト
- 一 懲罰委員会ニハ従業員代表ヲ参加サセルコト

右要求仕候也

六月十二日

全口労働組合同盟東京聯合會

東京聯合株式會社々長長延連殿

労務第一三三四號

昭和九年六月十九日

警視總監 藤 沼 庄平



山本達雄殿

社會局長 官殿

各廳主任 長官殿 (此處署名及押印ハ各該官署ニ依リ)

東京聯合自動車株式會社々労働者代表 関スル件 (第三報一解決)

要旨

辛議差控 傾向シタルカ六月十三日ヨリ會在間、讓歩的態度ニ表明依リ交渉好轉シ翌十四日折衝ニ依リ
菅野増田ノ兩名ハ解雇ス、但シ六月ヨリ後本々労働者代表委員等ニ新組織採用スル事以下四項ノ解雇条件
ニ妥協ス、同日午後五時當會ヲ支拂内閣解決ス

標記爭議ハ前報ノ通り菅野増田ノ解雇以來漸次悪化ノ傾ニアリ
テ遂行注視中ノ處六月十三日ニ至リ會社側ノ態度軟化セラル為メ
交渉好轉シ翌十四日ノ労資双方ノ折衝ニ依リ解決ヲ告ケタ

9. 6. 26
5703